信託へ の投資に関する取扱

—ASBJ、金融商品専門委

門委員会を開催した。 委員会は第195回金融商品専 去る2月14日、企業会計基準

の適用について、審議が行われ 資に対する予想信用損失モデル 化している投資信託等の取扱い る提案に対し、債券をファンド 債券等に分類される債券につい 号 (№1668) 情報ダイジェ た。これを踏まえ、信託への投 を検討すべきとの意見が聞かれ て予想信用損失モデルを適用す スト参照) 日開催)(2023年2月10日 第494回親委員会(2月10 等で満期保有目的の

分類を適用するという次の案が るかに分けたうえで、 銭の信託か金銭以外の信託であ であるか複数であるか、また金 いて委託者兼当初受益者が単数 事務局からは金銭の信託にお A ら E の

A:運用目的の金銭の信託 現行の取扱いを維持し、 兼当初受益者が単数の場合 金銭の信託において委託者 信託

> 損益として処理する。 定され、その評価差額は当期の 用損失モデルに基づく貸倒引当 財産構成物である債権は予想信 銭の信託の貸借対照表価額が算 金を控除した額をもって当該金

銭の信託に対する引当を測定す する予想信用損失モデルに基づ В く引当の合計額をもって当該金 信託財産構成物である金融資 :満期保有目的の金銭の信託 (満期保有目的の債券)に対

する減損判定を行う。 式等の場合、現行の株式等に関 う。一方、信託財産構成物が株 当の測定もしくは減損利得/減 C:その他目的の金銭の信託 損損失の当期損益への処理を行 想信用損失モデルに基づき、引 債権または債券である場合、 信託財産構成物が貸付金等の 予

(2) が多数の場合 別されているまたは受益権者 益権が質的に異なるものに分 は金銭以外の信託において受 兼当初受益者が複数、もしく 金銭の信託において委託者

2 ることとする。

場合、預金と同様に取り扱う。 預金と同様の性格を有する

E:A~D以外

別の定めは設けず、 いを維持する。 と同様に取り扱うことから、個 割合に応じて直接保有する場合 総額法により信託財産を持分 現行の取扱

専門委員の意見

する再提案が示された。

の①②は変更せず、③④を変更

事務局より、前回提案から次

となる債権等について、「その 専門委員からは、 特にD区分 D:信託受益権の性質による分

次のように分類する。

当を認識する(予想信用損失 格を有する場合、原則として る引当を測定することができ 額をもって信託受益権に対す 原価を下回る場合には当該差 動とみなし、当該時価が取得 な取扱いとして、時価と取得 予想信用損失モデルにより引 原価の差額を信用リスクの変 モデル対象)。ただし、代替的 債権または債券と同様の性 された。 面では想定以上の価格下落が起 こるのでは」といった懸念が示 いるときはよいが、金利上昇局 会

理を行う(予想信用損失モデ の減損モデルに準じて減損処 る場合、株式等における現行 株式等と同様の性格を有す

不動産以外のものであり、 不動産を賃貸等不動産の定義 が使用権資産の形で保有する 貸収益またはキャピタル・ゲ に含める インの獲得を目的として借手

2 準等の対象範囲を変更しない。 賃貸等不動産時価開示会計基

(3) す使用権資産について期末の 時価の注記の対象外とする。 賃貸等不動産の定義を満た

4 動産の注記事項とは区別して する所有資産である賃貸等不 変動については、時価を注記 上額および期中における主な す使用権資産の貸借対照表計 注記を行う。 賃貸等不動産の定義を満た

1

親委員会の審議

他目的のなかに新たな区分を作

が聞かれた。 ないのではないか」などの意見 的な取扱いは、実体を表して され、委員からは「D①の代替 回親委員会でも本テーマが審議 去る2月20日開催の第496

く出たほか、「金利が下がって のでは」といった意見などが多 ることとなり、より複雑化する

計

リース会計基準は る方向—ASBJ、リース会計専門委 新規

委員会は第128回リース会計 専門委員会を開催した。 主な審議事項は次のとおり。 去る2月16日、企業会計基準

準等の改正 賃貸等不動産時価開示会計基

審議が行われた。 準」という)等の改正について 照)に引き続き、企業会計基準 開示に関する会計基準」(以下、 20号「賃貸等不動産の時価等の 1668)情報ダイジェスト参 「賃貸等不動産時価開示会計基 (2023年2月10日号 () 第126回専門委 員 会

棚卸資産に分類されている

専門委員から「④でどのよう

ものの時価注記は利用者として を結論の背景に記載してほし 有用」との意見が聞かれた。 「貸借対照表に載っている 去る2月20日開催の第

に区分するかの具体的イメージ

が審議され、 496回親委員会でも本テーマ 賛成意見が多く聞

適用時期

度とし、早期適用を認めるとの 草案の個別の質問事項とする。 案が示された。また、反対意見 局提案同様、会計基準の公表か 報ダイジェスト参照)での事務 年10月10日号(№1657)情 が聞かれていることから、 ら強制適用までの期間を2年程 第487回親委員会(2022 第121回専門委員会および 公開

要ではないか」との意見が挙 専門委員からは、「3年は必

また、

第496回親委員会で

当に間に合うか気になるとこ も本テーマが審議され、2年と ろ」との意見も聞かれた。 れた一方、「システム対応が本 いう事務局案に賛成意見が聞か

(2) 基準の改正に際し、 または改正) 会計基準の開発方法(新規 削除する

現行の基準の改正という形では 聞かれていたため、これまでの 読みづらく感じるという意見が 項目や枝番となる項番号が多く 針とする案が示された。 なく、新しい会計基準・ 適用指

ては歓迎」と賛成意見が聞かれ 参照の確認など事務局は大変だ と思うが、基準の利用者にとっ 専門委員からは、「他基準の

段の反対意見は聞かれなかっ 第496回親委員会でも、特

文案検討

討が行われた。 照)に引き続き、リース会計基 1669)情報ダイジェスト参 (2023年2月20日号 (M 第127回専 同適用指針、 設例の文案検 門委員

ローチャートが盛り込まれた。 では、リースの識別に関するフ ての文案が追加された。 いなかったリースの識別につい 設例について、 前回示されて 設 例 1

局から、 きるのでは、との感触が示され 草案の公表議決を諮ることがで 第496回親委員会で、 あと数回の審議で公開 事務

※来し方行く末

(本市場関係者) 4

市川 公認会計士

育義

引所に整理統合され、 引所、福岡証券取引所の5つの取 名古屋証券取引所、大阪証券取 幌証券取引所、東京証券取引所、 2000年当時の再編を経て、札 ステム改革のスタート段階である 本経済を支えてきた。 わが国の証券取引所は、金融シ その後の日

Exchange Group)が発足した 引所グループ(JPX: Japar 証券取引所グループ)と大阪証 東京証券取引所(正式には東京 PX、名古屋、福岡)となっている。 は、4つの証券取引所(札幌、1 ことから、2023年2月時点で 券取引所が合併して、㈱日本取 そしてさらに、2013年に

明らかにした。

経過措置は2025年3月で終了 2023年3月1日)。 このなかで

し、改善期間は1年とする方針を

規制法人(兄弟会社)が行っている 証とは独立した日本取引所自主 まとめて「東証」とする)。 等の品質管理業務については、東 行っており、上場審査や売買審査 子会社として、有価証券(株式) 取引所)は、正確にはJPXの (以下では説明の便宜上、全体を 債券等)の売買市場の運営業務を 東証(正式名称 : ㈱東京証券

東証の現状

に生まれ変わるため、2022年 広く支持を得られる魅力的な市場 東証は、わが国最大の証券取 国内外の投資家から

> 始動させている。 ム、スタンダード、

836社、スタンダード1、447 ており、大きな動きはみられない。 社、グロース516社等)となっ 年2月7日時点では、上場会社数 ンダード1、466社、グロース 社 (プライム1、839社、スタ は全体で3、868社(プライム1、 466社等)であったが、2023 上場会社数は全体で3、823 2022年4月4日時点では、 しかしながら、これら上場会社

を募集している(意見募集期限は

タンダード200社、グロース41 510社(プライム269社、ス に適合していない会社が全体で 式比率 (プライム35%以上など)) 時点で、上場維持基準(たとえ 注目を集めていた。 とや、このような経過措置に期限 社)と多くの会社に及んでいるこ ム100億円以上など)や流通株

区分見直しの実効性向上に向けて |市場区分の見直しに関するフォ こうしたなか、東証は、市場 実効性向上に向けた検討 4月4日から新市場区分(プライ

グロース)を してきたが、2023年1月30日、 ローアップ会議」を非公式に開催 を行うとともに、今後の東証の 等について」を公表し、パブコメ 持基準に関する経過措置の取扱い 表した。そして同時に、「上場維 対応方針について取りまとめ、公 これまでの議論について論点整理

数のなかには、2022年12月末 おり、今後の取扱いについて皆の 後解決すべき大きな課題を抱えて が設けられていないことなど、今 流通株式時価総額(プライ

> 的な取組みなどの開示を今後求め 対して、改善に向けた方針や具体 な企業価値向上に向けた対応とし る対応にとどまらず、上場維持 準に抵触している上場企業に対す ていくこととしている。 て、特にPBR1倍割れの企業に した経営の推進など、中長期的 業に対しても、資本コストを意識 基準への抵触の懸念のない上場企 東証は、このような上場維持基 魅力ある市場に向けて

代謝を促すにしても、企業の頑張 得ないということであろう。新陳 りに期待するしかない。 わるためには、日本企業こそ生ま れ変わることが必要といわざるを 東証が魅力ある市場に生まれ変

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

COTOL的化五衣,互相它10/20在在房际主要压烧中				
日 付	法 規 等	出 所	備考	掲載号
2023年 2月17日	監査上の主要な検討事項 (KAM)の特徴的な事例と記載 のポイント2022	金融庁	本適用2年目を迎え、さまざまな記載の事例が蓄積されるなか、特徴的な事例や記載のポイントをまとめたもの。KAMのボイラープレート化など新たにみえてきた課題についてもコメントが付されている。 https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230217/01.pdf	_
2023年 2月17日	品質管理基準報告書第 1 号等の 改正及び倫理規則の改正に伴う 財務報告内部統制監査基準報告 書、四半期レビュー基準報告書、 保証業務実務指針及び専門業務 実務指針の改正(公開草案)	JICPA	監査事務所等の品質管理に関する品質管理基準報告書1号、2号の改正・公表、倫理規則の改正に伴い、財務報告内部統制監査基準報告書、四半期レビュー基準報告書、保証業務実務指針および専門業務実務指針について所要の見直しを行うもの。コメント期限は3月3日。https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230217eaa.html	

を開始 日銀、C B DCのパイロット実験

関システム、エンドポイントデ ものを構築するとしている。 バイスまでを一体的に実装する 仲介機関ネットワーク、仲介機 験」では、中央システムから、 まっていたが、「パイロット実 実現可能かを確認するにとど 基本的なアイディアが技術的に 表した。「概念実証」段階では、 イロット実験」を実施すると発 り3月に終了し、4月より「パ する実証実験として進めてき ジタル通貨(CBDC)に関 日銀は2月17日、中央銀行デ 具体的には、銀行の勘定系シ 「概念実証」を当初予定どお

定した実験となる。 の、それ以外は実際の取引を想 加も募る。店舗や消費者が対象 キャッシュレス事業者などの参 となる実取引は除外されるもの 今後パイロット実験を進める

のみならずQRコード決済など の仲介機関システムには、銀行 送金などの取引を検証する。こ ステムなどに接続し、入出金や

なか、

最大の課題はセキュリ

ティ問題だ。デジタル通貨はイ

ンターネット上で取引が行われ

策の強化が不可欠の課題だ。将 強化、不正アクセス検知システ 導入、セキュリティチェックの 号化技術の強化、2要素認証の 攻撃を受けるリスクがあり、暗 るため、不正アクセスやサイバー への普及も問題になる。 来は、消費者と実取引する企業 ムの導入などのセキュリティ対

用するというレベルには依然ほ 進んでいるが、全国どこでも通 キャッシュレス決済の普及は

課題と考えられる。

ど遠い。消費者側も、現金を使 られる可能性がある。 などの社会的弱者が不便を強い い慣れている高齢者や低所得者

たわけではないが、CDBDの 時点でCBDCの導入を決定し キュリティや普及の問題を考慮 引が行われる店舗と消費者のセ 央のシステムのほか、実際に取 フラの整備などの問題も重要な せねば問題が生じる。日銀は現 消費者の段階は対象外だが、中 ス化の普及啓発活動や決済イン **実証実験に加え、キャッシュレ** パイロット実験では、店舗や

券

2年目に突入 争と経済・株価 したウクライナ戦

現在、世界の経済・株式市場

たくうかがえない。 残念ながら停戦の可能性はまっ がきわめて困難になっている。 異例のファクターであるため、 国のコロナ禍との闘いである。 対NATOの様相を呈しており、 経済活動の現状分析、将来予想 いずれも経済を動かすうえでは は、ウクライナ戦争の展開、各 に大きな影響を与えているの -年目に突入した。 今やロシア ウクライナ戦争はついに開戦 それどころ

か、 たため、戦争による需要減退を 除・緩和が世界的に広がってき う経済活動の政策的な抑制解 る。 資活動も停滞を余儀なくされ 与えている。もちろん企業の投 ないかと緊張が高まっている。 予想が強まっており、 材料需給を混乱に陥れ、インフ レが加速し、消費需要に打撃を 方を左右する戦闘になるのでは 戦争は世界のエネルギー・原 ただ、昨年はコロナ禍に伴 春先にはロシアの大攻勢の 勝敗の行

見通しは下方修正を繰り返して カバーする形になった。 きたが、景気後退には至ら 昨年来、世界の国々の成長率

費や設備投資、住宅建設の減少 でスタートした。 のではないかという不安のなか 中央銀行の利上げ政策による消 下回る)を記録した。 で、多くの国が景気後退に陥る いう高水準に達したインフレと そして、今年は数十年振りと

式市場の期待する米FRBの利 さらに低下した。これでは、株 きく増加し、失業率は前月より 事前予想の数字より悪く、株式 が多かった。インフレは前年同 以上に米景気の強さを示すもの とにならざるを得ない。 上げ政策への転換はまだ先のこ 新規就業者数は事前予想より大 市場の評価を得られなかった。 月比で沈静化持続となったが、 れた米国経済の1月実績は予想 方、雇用は好調さが目立ち、 ところが、2月中旬に発表さ かった。しかし、2022年

(年末の株価が前年末の株価 ほとんどの国の株価が年間安値